

平成28年度

# 熊野町農業委員会

## 議事録

### 第2回

熊野町農業委員会

平成28年度第2回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成28年5月20日(金)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(13人)

委員	1番	伊藤 昭博
委員	2番	南田 正孝
委員	3番	藤友 正男
委員	4番	小田原勝好
委員	5番	伊藤 忠治
委員	6番	荒瀧 穂積
委員	7番	立花 宏保
委員	8番	益永 透
委員	9番	中原 裕侑
委員	10番	原 恭博
会長職務代理者	11番	中村 家隆
委員	12番	植野 宣博
会長	14番	中須 岩登

4. 欠席委員(1人) 委員 13番 民法 正則

5. 議事録署名委員(2人)

委員	9番	中原 裕侑
委員	10番	原 恭博

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	曾根 和典
	(代理出席:主幹 穂坂 俊彦)
農業委員会 書記	荻野 孝雄
主事	山本 耕平

## 会議の概要

議長	ただいまの出席委員は 13 名です。熊野町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成 28 年度 第 2 回熊野町農業委員会を開会します。
議長	はじめに、会議規則第 13 条の議事録署名者 2 名について、こちらから指名します。
議長	9 番 中原委員と 10 番 原委員を指名します。
議長	それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より本日の議事日程を朗読させます。
事務局	はい。議事日程平成 28 年度第 2 回熊野町農業委員会中、下記による事件を付議する。平成 28 年 5 月 20 日 熊野町農業委員会会長 中須 岩登 日程第 1 議案第 4 号「農用地利用集積計画の承認について」 日程第 2 議案第 5 号「農用地利用配分計画に対する意見について」 日程第 3 報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」 日程第 4 報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」以上です。
議長	それでは、これより審議に入ります。 日程第 1、議案第 4 号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 事務局より議案の朗読をさせます。
事務局	はい、議案第 4 号「農用地利用集積計画の承認について」 農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用

集積計画の承認について意見を求める。

平成28年5月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 萩原 、 地目 登記簿 田、

現況 田、面積 973 m<sup>2</sup>外 6 筆 合計 4,555 m<sup>2</sup>

利用権を設定(移転)する者 歳 熊野町萩原

利用権の設定(移転)を受ける者 広島市中区大手町

、 利用目的 畑、 期間 年

事務局

番号 農地の所在 萩原 、 地目 登記簿 田、

現況 田、面積 1,017 m<sup>2</sup>外 2 筆 合計 2,105 m<sup>2</sup>

利用権を設定(移転)する者 歳 熊野町萩原

利用権の設定(移転)を受ける者 広島市中区大手町

、 利用目的 畑、 期間 年 備考として 権となります。  
す。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

地元委員の調査結果の報告ならびに説明をいたします。

番号 を 委員お願いします。

委員

みなさんおはようございます。

5月17日午前中に事務局の方と現地調査へ行きました。当農地にはすでにキャベツの作付けが行われていました。特に問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

議長

番号 を 委員お願いします。

委員

おはようございます。

昨日、事務局の方と三人で現地調査に行きました。

現地はきれいに整備されており、特に問題はないと思います。

審議のほど、よろしくお願いします。

議長

当案件について、何か質問はありませんか。

議場

(全員：質問なし)

議長

質問がないようですので、お諮り<sup>はかり</sup>します。  
議案第4号「農用地利用集積計画の承認について」  
ご異議はありませんか。

議場

(全員：異議なし)

議長

異議なしと認めます。  
よって議案第4号「農用地利用集積計画の承認について」は  
許可することに決定しました。

議長

次に、日程第2、議案第5号「農用地利用配分計画に対する意見につ  
いて」を議題とします。

議長

事務局より議案の朗読及び説明をさせます。

事務局

はい。議案第5号「農用地利用配分計画に対する意見について」  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、  
農用地利用配分計画の決定について意見を求める。  
平成28年5月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 萩原 、 地目 登記簿 田、現況 田、  
面積 973 m<sup>2</sup>外 9 筆 合計 6,660 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する者 広島市中区大手町 、 利用  
権の設定を受ける者 熊野町新宮 、 利用目的  
畑、 利用期間 年、10 a 当りの賃借料 円、 備考として  
になります。以上です。

議長

当案件について、何か質問はありませんか。

議場

(全員：質問なし)

議長

質問がないようですので、お諮りします。

議案第5号「農用地利用配分計画に対する意見について」  
ご異議はありませんか。

議場

(全員：異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって議案第5号「農用地利用配分計画に対する意見について」は、  
当該計画に異議のない旨、回答することに決定しました。

議長

次に、日程第3、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」事務局より報告させます。

事務局

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」  
農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、下記のとおり  
受理したことをここに報告する。

平成28年5月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 出来庭 、 地目 登記簿 田、現況  
休耕田、 面積 295 m<sup>2</sup>、 申請人氏名 外名 広島県安  
芸郡熊野町出来庭 、 転用目的 宅地、 施設等 専用住宅  
木造 建 m<sup>2</sup> 受理年月日として平成28年5月10日付で  
受理いたしました。以上です。

議長

ありがとうございました。

議長	次に、日程４、報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」事務局より報告させます。
事務局	報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。 平成２８年５月２０日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登
事務局	番号 農地の所在 城之堀 地目 登記簿 畑、現況 畑、面積 671 ㎡内 12.7 ㎡、 権利 使用賃借権設定 譲渡人氏名 広島市安芸区中野 譲受人氏名 広島県安芸郡熊野町城之堀 転用目的 法面復旧、 施設等 法面、 受理年月日として平成２８年４月２７日に受理しました。
事務局	届出に係る農地は市街化区域にあり、届出書には法定記載事項が記載されるとともに、必要な添付書類も具備されており、適法な届出と認められるため当届出を受理しました。
議長	以上で本日の日程はすべて終了しました。 その他、何かございませんか。  次回農業委員会は <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6月20日(月)午前9時から</span> 開催予定です。 議案については 6月13日以降に事務局より配布予定です。 以上をもちまして、平成２８年度第２回 熊野町農業委員会を閉会します。